

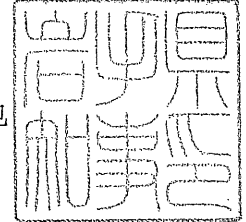
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 秋田県大館市字沼館道上82番地

氏名 株式会社タイセイ 代表取締役 山脇 精悦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年 4月19日

許可の有効年月日 令和 8年 4月18日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 4月19日 当初許可

平成14年 6月10日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成18年 4月19日 更新許可

平成19年 6月11日 事業範囲の変更許可（特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（カドミウム又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。）

平成23年 4月19日 更新許可

平成23年 6月20日 変更届出書受理（代表者を山脇博治から変更したこと。）

(以下、裏面記載)

平成25年 4月30日 変更届出書受理 (名称を協業組合タイセイから変更したこと。)
平成28年 4月19日 更新許可
令和 3年 4月19日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白